

蔵王町観光PRキャラクター「ざおうさま」イラスト使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蔵王町観光PRキャラクター「ざおうさま」のイラスト（以下「イラスト」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「イラスト」とは、蔵王町（以下「町」という。）が定めた蔵王町観光PRキャラクター「ざおうさま」の基本デザイン及び展開デザイン（以下「デザイン」という。）をいう。

(イラストの使用)

第3条 営利を目的とせず、デザインを改変することなく個人的又は家庭内、その他これに準ずる限られた範囲内においてイラストを使用する場合は、何人も自由に使用することができる。

2 前項に規定する場合を除きイラストを使用するときは、あらかじめ、蔵王町観光PRキャラクター「ざおうさま」イラスト使用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校関係機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第4条 町長は、前条第2項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、その使用を許可し、蔵王町観光PRキャラクター「ざおうさま」イラスト使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可せず、蔵王町観光PRキャラクター「ざおうさま」イラスト使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治家等の個人、政党もしくは宗教団体の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 町の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (6) その他、町長が使用について不適當と認めるとき。

2 町長は、前項の規定によるイラストの使用の許可（以下「イラストの使用許可」という。）をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 イラストの使用許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）イラストの使用許可を受けた目的又は用途にのみ使用すること。
- （2）使用に関する権利を他人に譲渡、転貸しないこと。
- （3）デザインの改変をしないこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
- （4）イラストの使用をする際は、画像もしくは物件の付近に「蔵王町観光PRキャラクター ぞおうさま」の文章を明記すること。また、必要に応じて蔵王町の前には「宮城県」も明記すること。
- （5）イラストの画像、物件などには町が発行する許可番号を明記すること。
- （6）第4条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。
- （7）イラストの使用前に当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難と町長が認めるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

（使用許可の変更）

第6条 使用許可者は、イラストの使用許可の内容を変更しようとするときは、蔵王町観光PRキャラクター「ぞおうさま」イラスト使用内容変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、その変更を許可し、蔵王町観光PRキャラクター「ぞおうさま」イラスト使用内容変更許可書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。ただし、第4条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を許可せず、蔵王町観光PRキャラクター「ぞおうさま」イラスト使用内容変更不許可通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第7条 町長は、イラストの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可者に対しイラストの使用許可を取り消す、又は必要な指示等を行うことができる。

- （1）第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。
- （2）偽りその他不正な手段によりイラストの使用許可を受けたと認められるとき。
- （3）その他、町長が必要であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用許可者の使用許可を取り消したときは、使用許可者に対し蔵王町観光PRキャラクター「ぞおうさま」イラスト使用許可取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項

の通知があった日以降、当該許可に係る物件を使用してはならない。

4 町長は、許可取消者が使用許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(商標権等の設定禁止)

第8条 使用許可者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡)

第9条 使用許可者は、この許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(損害賠償)

第10条 イラストを使用する者が故意または過失により町に損害を与えたときは、町長は、その賠償を請求することができる。

2 使用許可者が、イラストを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、町長は法律上の責任を一切負わない。

(使用料)

第11条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第12条 使用期間は、町長がその使用を許可した日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、更新は妨げない。

(庶務)

第13条 イラストの取扱いに関する庶務は、農林観光課において処理する。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 5月28日から施行する。